

## 平成25年度 第7回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年7月16日(火) 午前10時～12時15分

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 中原都  
委員 荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

次長兼任用課長 稲田将 給与課長 新高謙一  
係長 遠藤公亮 係長 向井京子  
係長 有岡博己 係長 河村淳

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 職員の昇任選考について

議案第5号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について(警察組織改正関係)

議案第6号 人事委員会規則の一部改正について(公平委員会受託事務関係)

議案第7号 解雇予告の除外認定について

議案第8号 職員の職務に専念する義務の免除について(デフリンピック関係)

議案第9号 職員の職務に専念する義務の免除について(フィンスイミング世界選手権大会関係)

報告第1号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について

報告第2号 任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について

## 5 議事の公開・非公開

議案第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号を公開とし、議案第1号、第2号、第4号及び第7号並びに報告第1号及び第2号を非公開とした。

## 6 議 事

### 1 議案第1号

平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 2 議案第2号

平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 3 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

### 【船舶乗組員】

#### ① 申請のあった職

船舶乗組員（甲板部）

#### ② 採用予定者数

1名

#### ③ 採用予定日

平成26年4月1日

#### ④ 申請理由

甲板長の定年退職による欠員を補充するため。

海洋練習船「若鳥丸」を運航するために法令上必要とされる有資格者、あるいは、船舶乗組員としての業務に必要な経験や知識を有する者を充てる必要がある。

#### ⑤ 選定方法

教育委員会において任用候補者選定のための試験を実施。

##### (1) 試験内容

- ・ 教養試験 : 公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会科学・人文科学・自然科学に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験

- ・小論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などについての筆記試験
- ・面接試験：個別面接による人物・知識についての口述試験
- ・適性検査：性格検査

(2) 受験資格

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する四級以上の海技士（航海）に係る免許を有すること（平成26年3月31日までに取得する見込みの者を含む。）。
- ・昭和29年4月2日以降に生まれた者

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【文化財主事】

① 申請のあった職

- (1) 文化財主事
- (2) 文化財主事（任期付職員）

② 採用予定者数

- (1) 文化財主事：2名程度
- (2) 文化財主事（任期付職員）：8名程度

③ 採用予定日

平成26年4月1日

④ 申請理由

埋蔵文化財の発掘調査業務については、その業務の専門性・特殊性から、高度の専門的知識・経験、職務遂行能力が求められる。

そのため、その者が業務に必要な専門的な知識・経験を有しているか、それらの知識・経験を業務に活用できるかどうかといった点に着目し、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験により総合的に評価する必要がある。

⑤ 選定方法

教育委員会において任用候補者選定のための試験を実施。

(1) 試験内容

ア 第1次試験

- ・専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・実技試験：土器の実測に関する実技試験

イ 第2次試験

- ・専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（記述式）
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

ア 次のいずれかに該当する人

- ・大学若しくは大学院で考古学若しくは歴史学を専攻して卒業（修了）した人又は平成26年3月31日までに卒業（修了）見込みの人
- ・大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある人（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）

イ 文化財主事にあっては昭和48年4月2日以降に生まれた者、文化財主事（任期付職員）にあっては年齢要件なし。

## ⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

### 4 議案第4号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 5 議案第5号

人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

以下のとおり規則及び通知を改正しようとするもの。

### ① 改正する規則及び通知の名称

#### (1) 規則（改正）

ア 管理職手当に関する規則

イ 職員の職務の級の分類に関する規則

#### (2) 通知（改正）

職の区分表について

### ② 概要

警察における組織改正により警衛統括参事官の職を廃止することに伴い、次に掲げる規則及び通知から当該職を削るもの。

#### (1) 管理職手当に関する規則（改正）

#### (2) 職員の職務の級の分類に関する規則（改正）

#### (3) 職の区分表について（改正）

警衛統括参事官は、全国豊かな海づくり大会及び全国植樹祭に係る警衛警備の統括のための期間限定の職として平成22年度に設置されていたところであるが、今回、行事終了に合わせて当該職を廃止するものである。

### ③ 施行日

平成25年7月23日

### 6 議案第6号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

### ① 規則の名称

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

### ② 改正概要

琴浦町において平成25年4月1日付けで行政組織の改正が行われたことに伴い、同町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

#### (1) 琴浦町の次の職にある職員を新たに管理職員等とする。

機関	職
教育委員会事務局	参事

(2) 施行期日は、公布日とする。

7 議案第7号

解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

8 議案第8号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、相当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

○職員が第22回夏季デフリンピック（ソフィア2013）に日本代表選手（陸上競技）として出場する場合

① 職員名

鳥取聾学校 臨時的任用職員（定数内講師） 前島 博之

② 申請期間

参加日程（7月22日～8月6日）のうち勤務を要する日

③ 根拠法令

「職務に専念する義務の特例に関する規則」

「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（平成6年人事委員会通知）」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

（臨時的任用職員の義務免除）

第5条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の義務免除については、人事委員会が別に定めるところによる。

○臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（平成6年人事委員会通知）

第2 職務に専念する義務の免除

1 職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることができる。

(2) 定数内職員 前号に掲げる場合のほか、職務専念特例規則第2条の表第13号及び第14号に規定する場合

2 前項に掲げる義務免除の運用については、当該職務に専念する義務の免除の例による。

④ 承認基準

類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。

- (1) 国際大会に参加する場合
- (2) 国際大会の参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿への参加を含む。）

申請に係る職員については、(1)に該当する。職務に専念する義務の特例に関する規則に定める規定の趣旨及び過去に当委員会が承認した事例（※1）等を勘案すれば承認することが適当である。

なお、本件は、包括承認されている事由（※2）には該当しない。

※1 同選手が第2回トロント世界ろう者陸上競技選手権（4年に1回デフリンピックが開催されない年に開催）に日本代表選手として出場する場合について、平成24年5月11日に免除を承認している。

※2 「国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合」等

⑤ 承認日  
議決日

9 議案第9号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

知事から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

○職員が第17回フィンスイミング世界選手権大会に日本代表として出場する場合

① 職員名

倉吉家畜保健衛生所（病性鑑定室） 農林技師 増田恒幸

② 申請期間

参加日程（8月2日から11日）のうち勤務を要する日

③ 根拠法令

「職務に専念する義務の特例に関する規則」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

④ 承認基準

類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。

- (1) 国際大会に参加する場合
- (2) 国際大会の参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿への参加を含む。）

申請に係る職員については、(1)に該当する。職務に専念する義務の特例に関する規則に定める規定の趣旨及び過去に当委員会が承認した事例（※1）等を勘案すれば承認することが適当である。

なお、本件は、包括承認されている事由（※2）には該当しない。

※1 本件職員に係る過去の承認事例

- ・第11回アジアフィンスイミング選手権に日本代表として出場する場合（平成20年10月）
- ・第3回アジア室内競技大会（アジアインドアゲームス）2009に日本代表として出場する場合（平成21年10月）
- ・第16回世界フィンスイミング選手権（前回大会）に日本代表として出場する場合（平成23年6月）
- ・第13回フィンスイミングアジア選手権大会に日本代表として出場する場合（平成24年10月）

※2 「国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合」等

⑤ 承認日  
議決日

【質 疑】

委 員

職務専念義務の免除の申請は、毎年同じものが出てきている。

事務局

職員が限定されているので包括的に承認することまでは考えていないが、続くようだと考える必要がある。

委 員

担当が病性鑑定室となっている。この職員が不在の時に何かあった場合でも、同じ職種の職員が他にいるなど、対応が可能ということか。

事務局

そうした状況が発生する可能性をも踏まえて、任命権者から申請が出されている。

10 報告第1号

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について、事務局が説明した。

11 報告第2号

任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成25年8月19日（月）午後4時から開催することとした。